令和９年度 保育所等入所申込みの手引



◎令和９年４月１日現在における対象児童の年齢

年　齢	生　年　月　日
５歳児	令和３年４月２日～令和４年４月１日
４歳児	令和４年４月２日～令和５年４月１日
３歳児	令和５年４月２日～令和６年４月１日
２歳児	令和６年４月２日～令和７年４月１日
１歳児	令和７年４月２日～令和８年４月１日
０歳児	令和８年４月２日～

美　里　町

令和８年１１月現在

１．保育施設とは

保護者が仕事や病気のため家庭において保育する事ができない就学前児童を、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、保育施設は「小学校入学前の幼児教育のため」、あるいは、「集団生活に慣れさせるため」といった理由では入所は出来ませんので、ご注意ください。

２．入所手続きの流れ

申請(申込)書入手→認定申請・利用申込み→認定審査・利用調整→(認定・利用)結果通知→入所

⑴　**認定を受けます。**

「子ども・子育て支援新制度」では、保育所や幼稚園等の施設の利用を希望する保護者は、利用のための認定(３区分)を受ける必要があります。**【認定申請】**

認定を受けると、**【支給認定証】**が交付され、その認定期間中の**【利用申込み】**をすることができます。

【支給認定証】とは…

支給認定された場合、入所の可否に関わらず、支給認定証が交付されます。支給認定証には、申請内容に基づき決定した支給認定の区分、保育必要量、認定の有効期間等が記載されています。

支給認定証は、紛失や破損などしないよう、大切に保管してください。

⑵　**３つの認定区分　　※希望する利用先に応じて、それぞれ必要な認定が異なります。**

認定区分	対象者	主な利用先
１号認定	お子さんが満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望されるかた	幼稚園 認定こども園(教育部分)
２号認定	お子さんが満３歳以上で、保育所等での保育を希望されるかた	保育所 認定こども園(保育部分)
３号認定	お子さんが満３歳未満で、保育所等での保育を希望されるかた	保育所、地域型保育 認定こども園(保育部分)

※保育施設の利用を希望する場合は、お子さんの年齢に応じ、【２号・３号の認定】を受ける必要があります。また、３号認定を受けているお子さんが満３歳に達した場合(２号認定に変更)や、その他必要と認められる場合は、町が支給認定の内容を変更することがあります。

※美里町では、【認定申請】と保育施設の【利用申込み】を同時に行うことができます。

※１号認定(幼稚園または認定こども園)の利用を希望する場合は、各施設へ直接申込の手続きをしてください。

⑶　**【２号・３号の認定】を受けるかたは…**

児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、保育施設での保育を必要とするかた(保育の必要性が認められる場合)です。

◎２号・３号の認定基準(保育の必要性の認定基準)

保育の必要性の理由			保育必要量区分	認定期間
1	就労	日中において★月 48 時間以上の労働に従事していること。 ※入所月中の育休明けを含む。	保育標準時間(月 120 時間以上労働)・短時間(月 48 時間以上 120 時間未満の労働)	２号：就学前まで ３号：満３歳まで
2	妊娠・出産	妊娠中、又は出産後間がないこと。	保育標準時間	出産前後８週
3	病気・障害	病気、負傷、精神・身体障害を有していること。	保育標準時間・短時間 (内容による)	１と同じ
4	病人の看護等	同居又は長期入院等をしている親族を常時介護又は看護していること。	保育標準時間・短時間 (内容による)	１と同じ
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。	保育標準時間	１と同じ
6	求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	保育短時間	１又は３ヶ月までのうちのはやい到達期間まで
7	就学・ 職業訓練	学校、専修学校、各種学校等に在学していること。職業訓練等を受けていること。	保育標準時間・短時間 (内容による)	１又は卒業までのうちのはやい到達期間まで
8	虐待・ＤＶ	児童虐待・配偶者からの暴力のおそれがあると認められること。	保育標準時間	１と同じ
9	育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育所を利用している児童の継続利用が必要であると認められること。	保育短時間	内容により、 必要と認める期間
10	その他	上記に類する状態であると町長が認める場合	保育標準時間・短時間 (内容による)	内容により、 必要と認める期間

※事由により、保育の必要量と認定期間が決まります。

★町外の夜間保育施設へ入所を希望の場合は、この限りではありません。

◎保育必要量区分

保育必要量区分	利用可能な保育時間
保育標準時間	１日最長 11 時間
保育短時間	１日最長８時間

※父母それぞれの事由により保育必要量区分や認定期間が異なる場合、少ないほうの必要量と短いほうの認定期間に決まります。

◎利用の基準日について

毎月１日からの入所になります。

産休、育休明けの場合は、復職（予定）日によって利用申込できる月が決まります。

◇１日～１４日付の復職　→　復職月の前月１日からの利用申込ができます。

（例）５月１日の復職　→　４月１日からの利用申込が可能

◇１５日～３１日付の復職　→　復職月の当月１日からの利用申込ができます。

（例）５月１５日の復職　→　５月１日からの利用申込が可能

※就学の場合は就学(予定)日によって、就労内定の場合は就労(予定)日によって、上記と同様に利用申込できる月が決まります。

⑷　申請方法

【申請書一式】に必要事項を記入し、全て揃えたうえで、受付期間中に受付窓口に提出してください。

※平成２８年１月からマイナンバー制度が始まり、申請には個人番号カードまたは通知カードと提出時の本人確認が必要となります。

受付期間★	令和９年度 ４月入所の場合	１１月２日(月) から１１月２０日(金) 【期限厳守】 ※町外保育施設希望の場合は、１１月１０日(火)まで
	令和９年度 途中入所の場合	毎月入所希望月前月１日～１５日 (１５日が土日祝日等の休日の場合、休日が明けた日まで) 保育所の入所は毎月１日付となります。
受付窓口・問合せ	こども未来課　こども福祉係　☎０４９５－７６－２２７７ 午前８時３０分　から　午後５時１５分　まで ※土日・祝日・業務延長日・日曜開庁日の対応はしておりませんのでご注意ください。	
申請書の配布	新規入所のかた	こども未来課こども福祉係の受付窓口で配布
	継続入所のかた	各保育所を通じて配布

★町外の保育施設を希望するかたは、市町村により受付期間や必要書類が異なります。希望する保育施設を管轄する市町村へ受付期間等を必ず確認し、１１月１０日（火）までに提出してください。

【申請書一式】

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書・保育所等入所申込書

②保育の必要性を証明する書類

（保護者のいずれもについて、以下の事由が該当する場合）

事　由	必要書類
就労、育児休業	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定日記載箇所）
疾病・負傷、障害	医師の診断書(家庭での保育が困難であることが明記されているもの)及び手帳等の写し
介護・看護	医師の診断書及び手帳等の写し
求職活動	誓約書
在学、職業訓練	在学証明書等

③保育料口座振替納付依頼書（私立保育所に新規入所するかたのみ）

【留意事項】

※申請内容の虚偽記載や実態調査による事実相違が判明したときは、認定を取り消す場合があります。

※その他、状況により追加書類の提出を求める場合があります。

※令和９年４月より保育料完全無償化を予定しておりますが、現在検討段階のため口座振替納付依頼書はご提出くださいますようお願いいたします。

３．利用調整・入所決定・結果通知

申請書類等の内容や聞き取りによる審査のうえ、２号又は３号として認定し、利用調整(入所選考)のうえ、入所者を決定します。結果通知(入所の承諾・不承諾)は、認定結果と併せて送付します。新年度４月入所の場合、結果通知は２月下旬頃送付します。年度途中入所の場合は、入所月の前月末に通知します。

※保育の必要性の認定と保育園等の利用調整（選考）は、それぞれ別の基準によって行われるため、保育の必要性が認定されても、必ず希望の保育園等が利用できるわけではありません。

※正当な理由のない転園は、利用調整で減点となります。ただし、転居、勤務地の変更、在園施設の閉所・移転、地域型保育施設の卒園に伴う転園、兄弟姉妹が在園する保育施設への転園、町外委託保育施設から町内保育施設への転園は減点対象から除きます。

４．保育料(利用者負担額)

※令和９年４月から保育料完全無償化を予定しています。詳細については決定次第お知らせします。

⑴　保護者の市町村民税額により算定します。

・４月分から８月分の保育料…前年度の市町村民税額

・９月分から３月分の保育料…当該年度の市町村民税額

※基本的には父母の市町村民税の合計額で算定を行いますが、父母の収入の合算が１０３万円未満である場合には、同居する祖父母等のうち、収入の多いかたの市町村民税を加えた額で算定します。

⑵　私立保育所に入所が決定した場合、保育料は口座振替により納めていただきます。

・振替日…毎月末日(土日、祝祭日の場合は翌営業日)

・指定金融機関…埼玉りそな銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、東和銀行、足利銀行、
中央労働金庫、埼玉縣信用金庫、しののめ信用金庫、埼玉信用組合、
埼玉ひびきの農協、ゆうちょ銀行

※公立保育所、認定こども園又は地域型保育施設に入所が決定した場合、保育料は保育施設に納めていただきます。

⑶　保育料の金額については、保育料表及び保育料軽減制度の案内（P.7～9）を参考にしてください。

５．入所決定後について

⑴　保育の実施期間は、当該年度末日(３月３１日)までとなります。

⑵　次年度以降の継続入所の場合も、毎年申請が必要となります。

⑶　次の場合には、速やかに美里町役場こども未来課こども福祉係まで届出をしてください。

①美里町から転出する場合

②保育を必要とする事由がなくなった場合

※事由がなくなった月の月末で退所となります。

(例)・保護者が仕事に従事しなくなり、家庭で保育できる状態になった場合

・病人の看護等を常態としなくなった場合

・保護者の傷病が回復し、保育できる状態になった場合

・同居の親族その他の者が保育できる状態になった場合

③児童が病気、けがによって退所する場合

④退所する場合

※退所届の提出が必要です。また、休所制度はありません。

⑤申請書類、添付書類に変更があった場合

※提出した保育を必要とする事由の証明書等の内容に変更が生じた場合は、速やかに新しい内容の証明書を提出してください。

６．申請を行う際には

保育施設により、保育時の持ち物や保育方針等が異なりますので、各施設にご確認ください。各施設は見学等を随時行っていますので、新規入所希望のかたは、直接施設にお問い合わせのうえ、実際に見学をしてから申請してください。

美里町保育所入所選考基準表

基礎点数　（父・母の状況）						
状況	番号	細目		点数	父	母
家庭外労働・就学	1	外勤・家庭外自営	1ヶ月140時間以上	10		
	2		1ヶ月120時間以上	9		
	3		1ヶ月100時間以上	6		
	4		1ヶ月80時間以上	5		
	5		1ヶ月80時間未満	4		
	6	在学・職業訓練	教育施設への在学、職業訓練	1～5を準用		
家庭内労働	7	家庭内自営	1ヶ月140時間以上	9		
	8		1ヶ月120時間以上	8		
	9		1ヶ月100時間以上	5		
	10		1ヶ月80時間以上	4		
	11		1ヶ月80時間未満	3		
	12	内職	1ヶ月120時間以上	5		
	13		1ヶ月120時間未満	3		
出産	14	出産	出産予定日を含む月とその前後2ヶ月	10		
保護者の疾病等	15	病院入院	1ヶ月以上の入院	10		
	16	居宅療養	常時臥床	10		
	17		長期療養（2ヶ月以上）	7		
	18		上記(16･17）以外で保育が困難である	4		
	19	障害	身体障害者手帳1～3級 療育手帳Ⓐ・A 精神障害者保健福祉手帳1～3級	10		
	20		上記等級以外で保育が困難である	7		
看護等	21	親族等の介護・看護等	常時臥床介護	9		
	22		1ヶ月以上の入院付添	7		
	23		上記(21･22）以外で保育が困難である	4		
災害	24	家庭の災害	火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧	10		

調整点数						
状況	番号	細目		点数	父	母
勤務状況	25	育休・産休復帰	家庭外労働のみ	3		
	26	保護者が保育士等の仕事に従事	保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員	4		
世帯の状況	27	世帯の状況	生活保護受給世帯	10		
	28		ひとり親世帯	20		
	29		単身赴任により長期不在	4		
	30		生計中心者の失業（会社都合での失業）により、就労の必要性が高いと認められる場合	10		
	31		多子世帯（第3子以降あり）	3		
	32		入園中の兄弟姉妹有	3		
	33		他の乳幼児在宅	△4		
	34	児童の状況	本人が障害児	4		
その他	35	待機状態	入所待機期間が入所希望日より連続して6ヶ月以上	2		
	36	滞納	正当な理由がなく保育料滞納	△15		
	37	町外在住者（転入予定除く）		△15		
	38	入所施設の変更(転園)	正当な理由のない転園※	△5		

※転居、勤務地の変更、在園施設の閉所・移転、地域型保育施設の卒園に伴う転園、兄弟姉妹が在園する保育施設への転園、町外委託保育施設から町内保育施設への転園は減点対象から除きます。

◎美里町保育料(保育認定の利用者負担額)表

	各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額月額					
				保育標準時間（１１時間）			保育短時間（８時間）		
	階層	定義		３歳未満児	３歳児	４歳以上児	３歳未満児	３歳児	４歳以上児
第１階層	A	生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成６年法律第３０号)による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
第２階層	B	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
第３階層	C	市町村民税均等割の額のみの世帯（市町村民税所得割の額のない世帯）		8,000円	0円	0円	7,900円	0円	0円
第４階層	Ｄ１	市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,000円未満	10,000円	0円	0円	9,800円	0円	0円
第５階層	Ｄ２		32,000円未満	12,000円	0円	0円	11,800円	0円	0円
第６階層	Ｄ３		48,600円未満	14,000円	0円	0円	13,800円	0円	0円
第７階層	Ｄ４		57,700円未満	15,100円	0円	0円	14,800円	0円	0円
第８階層	Ｄ５		60,700円未満	15,100円	0円	0円	14,800円	0円	0円
第９階層	Ｄ６		72,800円未満	19,400円	0円	0円	19,100円	0円	0円
第10階層	Ｄ７		77,101円未満	23,000円	0円	0円	22,600円	0円	0円
第11階層	Ｄ８		97,000円未満	23,000円	0円	0円	22,600円	0円	0円
第12階層	Ｄ９		114,800円未満	28,400円	0円	0円	27,900円	0円	0円
第13階層	Ｄ１０		135,000円未満	30,000円	0円	0円	29,500円	0円	0円
第14階層	Ｄ１１		169,000円未満	32,000円	0円	0円	31,500円	0円	0円
第15階層	Ｄ１２		185,900円未満	34,500円	0円	0円	33,900円	0円	0円
第16階層	Ｄ１３		207,000円未満	36,900円	0円	0円	36,300円	0円	0円
第17階層	Ｄ１４		228,200円未満	39,900円	0円	0円	39,200円	0円	0円
第18階層	Ｄ１５		283,200円未満	42,100円	0円	0円	41,400円	0円	0円
第19階層	Ｄ１６		301,000円未満	47,000円	0円	0円	46,200円	0円	0円
第20階層	Ｄ１７		397,000円未満	51,000円	0円	0円	50,100円	0円	0円
第21階層	Ｄ１８		397,000円以上	54,000円	0円	0円	53,100円	0円	0円

※年度当初４月１日時点のクラス年齢で算定されます。年度途中に誕生月を迎えても、クラス年齢に変更はありません。
※保育料算定の基となる市町村民税は、住宅借入金等（取得）特別控除、配当控除、寄付金税額控除等を控除する前の税額の合計額で計算します。

ひとり親世帯等の保育料を軽減します

住民税所得割の額が**７７，１０１円未満（Ｃ～Ｄ７階層）**のひとり親世帯等の保育料は下記の表の金額になります。**第２子以降は無料**になります。保護者が監護し、生計が同一の子であれば年齢に関わらず保育料軽減の算定対象人数に含まれます。

ひとり親世帯等

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額月額					
			保育標準時間（１１時間）			保育短時間（８時間）		
階層	定義		３歳未満児	３歳児	４歳以上児	３歳未満児	３歳児	４歳以上児
Ｃ	市町村民税均等割の額のみの世帯（市町村民税所得割の額のない世帯）		4,000円	0円	0円	3,900円	0円	0円
Ｄ１	市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,000円未満	4,000円	0円	0円	3,900円	0円	0円
Ｄ２		32,000円未満	4,000円	0円	0円	3,900円	0円	0円
Ｄ３		48,600円未満	4,000円	0円	0円	3,900円	0円	0円
Ｄ４		57,700円未満	6,000円	0円	0円	5,900円	0円	0円
Ｄ５		60,700円未満	6,000円	0円	0円	5,900円	0円	0円
Ｄ６		72,800円未満	6,000円	0円	0円	5,900円	0円	0円
Ｄ７		77,101円未満	6,000円	0円	0円	5,900円	0円	0円

※ひとり親世帯等・・・・　①配偶者のいない者で現に児童を扶養している世帯
②身体障害者・療育・精神障害者福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
③特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
④国民年金の障害者基礎年金受給している者がいる世帯
⑤要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

多子世帯の保育料を軽減します

住民税所得割の額が**５７，７００円未満（Ｃ～Ｄ４階層）**の多子世帯（２人以上の子がいる世帯）の保育料は、**第２子半額、第３子以降無料**になります。

保護者が監護し、生計が同一の子であれば年齢に関わらず保育料軽減の算定対象人数に含まれます。

住民税所得割の額が**５７，７００円以上（Ｄ５～Ｄ１８階層）**の多子世帯は、美里町多子世帯保育料負担軽減補助事業で保育料（第２子半額・第３子以降全額）を軽減します。

※入所児童の兄姉が保育所や幼稚園等を利用している場合、第２子は美里町保育料表の半額になります。第３子以降は無料になります。

多子世帯の保育料を補助します

多子世帯の子育て支援を図るため、美里町独自の制度として、保育所等に入所する児童の保護者が負担する保育料を補助します。

補助対象者

下記の条件をすべて満たす保護者のかた

①お子様が２人以上いる世帯であること（子どもの年齢は問いません）

②第２子以降のお子様が現在、保育所等に入所していること

※第１子が保育所等に入所し、第２子が減額されているかたは対象となりません。

※Ｂ～Ｄ４階層のかたは、既に保育料が減額になっているため、この制度の対象となりません。

③保育料が全て納付されていること

補助額

①第２子のお子様　　保育料の半額

②第３子以降のお子様　　保育料の全額

補助手続

補助対象者に該当し、補助を受けようとするかたは、多子世帯保育料負担軽減補助申請書をこども未来課こども福祉係へ提出してください。申請により、補助額分を減額した保育料を口座引き落としいたします。

注意事項

※１　別居している兄弟姉妹がいるかたで、生計を一にしていると認められる場合は、同一世帯とみなします。

※２　こども未来課こども福祉係で児童数等が確認できるかたは、申請書類を送付いたします。お子様と別居等されているかたは児童数を確認できないことがありますので、お問い合わせください。

４人兄弟の世帯で市町村民税所得割が１３０，０００円の場合（保育標準時間）

Ｄ１０階層	保育料	補助額	補助後の保育料
10歳児		【第１子】	【第１子】
２歳児	30,000円 【第１子】	15,000円 【第２子】 半額補助	15,000円 【第２子】 半額
１歳児	15,000円 【第２子】 半額	15,000円 【第３子】 全額補助	０円 【第３子】 無料
０歳児	０円 【第３子】 無料	【第４子】	０円 【第４子】 無料

※申請書提出後、補助額分を減額した保育料を納めていただきます。

４人兄弟の世帯で市町村民税所得割が１３０，０００円
入所中の第１子がすでに無償化されている場合（保育標準時間）

Ｄ１０階層	保育料	補助額	補助後の保育料
10歳児		【第１子】	【第１子】
５歳児	０円 【第１子】 （無償化）	０円 【第２子】 （無償化） 申請対象外	０円 【第２子】 （無償化）
２歳児	15,000円 【第２子】 半額	15,000円 【第３子】 全額補助	０円 【第３子】 無料
０歳児	０円 【第３子】 無料	【第４子】	０円 【第４子】 無料

※申請書提出後、補助額分を減額した保育料を納めていただきます。

２０１９年１０月１日から３歳児クラスから５歳児クラスまでの、保育所・認定こども園などを利用する子どもの保育料が無償化されています。

※　0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもも対象になっています。

○　**保育所、認定こども園などを利用する３歳児クラスから５歳児クラスまでの子ども**の保育料が無償化されています。

※　無償化の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校入学前までの３年間です。

※　新制度幼稚園・認定こども園の教育部分を利用する子どもは満３歳から無償化されます。

○　０歳児クラスから２歳児クラスまでの子どもたちについては**住民税非課税世帯を対象**として保育料が無償化されます。

● 通園送迎費、行事費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

● 給食費については、主食費副食費ともに、施設に直接お支払いください。 ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども（**※1**）と、年収にかかわらず国基準で数えて第3子以降の子ども（※2）については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます（※3）。

※1　保育所部分は住民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）、教育部分は住民税所得割額が77,101円未満のかたが対象です。

※2　保育所部分は小学校就学前の子どもからカウントされます。教育部分は小学3年生以下の子どもからカウントされます。

※3　副食費が免除される世帯には、美里町から通知します。

● 子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、同時入所の多子軽減について、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児から2歳児クラスまでの第2子は保育料半額、 第3子以降は無料となります。

（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問わずカウントされます。

2019年１０月から、幼児教育・保育は無償化されていますが、給食費については保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。**主食分と副食分の給食費をまとめて保育所等にお支払いいただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**

保育園・幼稚園・認定こども園などを利用している お子さんの給食費（主食費・副食費）を補助します

美里町では、子育て支援策として保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園などを利用している子どもの給食費(主食費・副食費)を、美里町の独自事業として補助します。

補助対象者

美里町に住所を有する、保育所等を利用している満３歳～5 歳児クラスの児童の保護者

補助内容

施設に支払うべき給食費のうち、主食費は月額２，０００円 、副食費は月額5，１００円を上限として補助します。

※主食費とは、ごはん、パン、麺などの主食にかかる費用のことです。
※副食費とは、主食以外のおかず、おやつ、飲み物にかかる費用のことです。
※通常の教育・保育時間に提供される食事に要する費用とし、預かり保育・延長保育にかかるおやつ等の費用は対象外です。

補助方法

対象者	申請方法	補助方法
町内の保育所等を利用しているかた	申請は不要です。	主食費月額 2,000 円、副食費月額 5,100 円を上限に、保育所等を通じて補助します。補助後の軽減された金額を施設にお支払いください。
町外の保育所等を利用しているかた※	申請が必要です。年度末に申請書をご自宅に郵送いたしますので、美里町に申請書を提出してください。	従来通り給食費を保育所等にお支払いください。主食費は月額 2,000 円、副食費は月額 5,100 円を上限に補助し、年度末に一括で保護者の口座へお振込みいたします。

※　施設によっては申請が不要となる場合があります。その場合は補助後の軽減された金額を施設にお支払いください。

注意事項

○　保育所・認定こども園・新制度移行済幼稚園に入所中の、年収 360 万円未満相当世帯と第３子以降の子ども（※国基準で数える）については、国の制度で副食費が減免されるため、主食費のみ月額２，０００円を上限として補助します。

【国基準の第３子の数え方】
〇保育所・認定こども園保育所部分を利用の子ども ……未就学児の子どもから数えます。
〇新制度移行済幼稚園・認定こども園教育部分・新制度未移行幼稚園を利用の子ども
……小学３年生以下の子どもから数えます。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書・保育所等入所申込書

令和８年　１１月　１０日

美　里　町　長　様

記 入 例

保 護 者

住　所	〒367-0194 美里町大字木部３２３－１
氏　名	美　里　太　郎
生年月日	平成６年６月１日生
個人番号	１２３４５６７８９０１２
連絡先	自　宅０４９５(７６)１１１１　母携帯　０９０(１２３４)５６７８ 父携帯　０８０(１２３４)５６７８

署名してください。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育の入所を申し込みます。

	氏　名	生年月日 (4月1日現在年齢)	性別	の続柄	※既に認定を受けている場合
申請に係る小学校就学前子ども	(ふりがな) みさと　じろう 美 里 次 郎	令和8年４月１９日生 (０歳)	男・女	子	
	個人番号	障害者手帳の有無		アレルギーの有無	
	０１２３４５６７８９０１	無・有（　　）		無・有（　　）	

保育の希望の有無	有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において、保育の利用を希望する場合(幼稚園等との併願を含む)
	無：幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願を除く)

利用希望について

期間、曜日、時間	令和９年　４月　１日　から　令和１０年　３月３１日　まで	
	日・月・火・水・木・金・土	８時００分から１７時００分まで
施設(事業者)名	施設(事業者)名	希望理由
	第1希望　ブルーベリー保育園	(希望理由)　自宅から近いため
	第2希望　あんず保育園	(希望理由)　自宅から近いため
	第3希望　うめ保育園	(希望理由)　通勤途中にあり、送迎しやすいため

保育利用希望の理由　※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入してください。

続柄	必要とする理由
父	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復 □求職活動　□就学　□虐待・ＤＶ　□育児休業　□その他 具体的状況を記入（勤務先・就労時間・日数等や疾病の状況等） ㈱ブルーベリー製作所、１日７時間(８時～１６時)、月20日勤務、土日・祝日休み、車通勤片道３０分
母	□就労　☑妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復 □求職活動　□就学　□虐待・ＤＶ　□育児休業　□その他 具体的状況を記入（勤務先・就労時間・日数等や疾病の状況等） 現在妊娠中、出産予定日…令和９年６月２３日

下記に示すような具体的状況を記入してください。就労のかたは通勤時間を必ず記入してください。

※理由毎の具体的状況について

就　労	「勤務(内職)証明書・自営申立書」を添付。勤務先、就労時間・日数、通勤時間等を記入する。
妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と出産(予定)日欄)を添付。出産(予定)日や産後の母の状況等を記入する。
疾病・障害	①　医師の診断書(家庭での保育が困難であることが明記されているもの)、②手帳等の写しを添付 傷病名、医療機関名、入院(年月日～)、通院(回／月)、障害の程度等を記入する。
介護等	①　医師の診断書、②手帳等の写しを添付 病人等の氏名・続柄、傷病名、医療機関名、入院(年月日～)、通院(回／月)等を記入する。
災害復旧	災害の程度・復旧見込み期間等を記入する。
求職活動	求職活動状況(方法、場所、回数、内容等)を記入する。
就　学	在学証明書等の写しを添付。就学先・就学期間・就学時間・就学日数等を記入する。
育児休業	勤務証明書(育児休業欄記入必須)を添付。勤務先、育児休業期間等を記入する。

※記入欄は二面にもあります　(一面)

世帯の状況　※申請児童以外全ての世帯員を記入する。

区分	氏　名 (個人番号)	生年月日	性別	児童との続柄	障害者手帳の有無	職業又は学校名等	備考
児童の世帯員	(ふりがな)みさと　たろう 美里　太郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	平成６年６月１日生	(男)・女	父	有・(無)	会社員	
	(ふりがな)みさと　はなこ 美里　花子 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	平成６年８月１日生	男・(女)	母	有・(無)	会社員	
	(ふりがな)みさと　いちろう 美里　一郎 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	平成27年７月１日生	(男)・女	兄	有・(無)	○○小学校	
	(ふりがな)みさと　うめこ 美里　梅子 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	昭和４３年９月１日生	男・(女)	祖母	有・(無)	パート	
	(ふりがな)						
	(ふりがな)						
ひとり親世帯等の有無	(非該当)・該当						
生活保護の適用の有無	(非該当)・該当（　　年　　月　　日保護開始）						

以下のいずれかに該当する場合は該当に○を付けてください。
①配偶者のいない者で現に児童を扶養している世帯
②身体障害者・療育・精神障害者福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
③特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
④国民年金の障害者基礎年金受給している者がいる世帯
⑤要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

税情報等の提供に当たっての署名欄

美里町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名　美　里　太　郎

必ず署名してください。

＊施設記載欄(幼稚園等を経由して美里町に提出する場合)

受付年月日	年　月　日
施設(事業者)	名称 担当者
入所契約(内定)の有無	有［契約・内定　(　　年　　月　　日)］　・　無
備　考	

＊美里町記載欄

受付年月日		年　月　日	
認定	可否	□可　・　□否(理由)	
	決定日	年　月　日	番号
	区分等	□１号・□２号・□３号　(□標・□短)	
	期間	自　年　月　日	至　年　月　日
支給(入所)	可否	□可　・　□否(理由)	
	施設	□施設型　□地域型　□特例施設型　□特例地域型	
		□認定こども園[□連　□幼(□幼、□保)　□保(□保　□幼)　□地(□幼　□保)] □幼稚園　□保育所　□地域型[□小　□家　□居　□事]	
	期間	自　年　月　日	至　年　月　日
備　考			

(二面)

就労証明書

埼玉県児玉郡美里町長　　宛

それぞれの欄を記入した場合の記入例です。

証明日	西暦 2026 年 11 月 2 日
事業所名	株式会社ブルーベリー製作所
代表者名	ミムリン太郎
所在地	埼玉県児玉郡美里町大字木部323－1
電話番号	0495 — 76 — 1111
担当者名	総務課　美里あんず
記載者連絡先	0495 — 76 — 2277

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☑ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複　　）
2	フリガナ	ミサト　ハナコ
	本人氏名	美里　花子　　年月日　1994 年 8 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☑ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2025 年 4 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日
4	本人就労先事業所	名称：株式会社ブルーベリー製作所　美里営業所 住所：埼玉県児玉郡美里町大字木部323－1
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑ 火 ☑ 水 ☑ 木 ☑ 金 ☑ 土 ☐ 日 ☐ 祝日 ☐　合計時間　月間 180 時間 0 分（うち休憩時間 1200 分） 一月当たりの就労日数　月間 20 日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日 8 時 30 分 ～ 17 時 30 分（うち休憩時間 60 分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☑ 週間 40 時間 0 分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☑ 週間 5 日 主な就労時間帯・シフト時間帯　10 時 0 分 ～ 19 時 0 分（うち休憩時間 60 分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 10 月　21 日／月　168 時間／月 年月 2026 年 9 月　20 日／月　170 時間／月 年月 2026 年 8 月　15 日／月　135 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間 2026 年 3 月 9 日 ～ 2026 年 6 月 14 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間 2026 年 6 月 15 日 ～ 2027 年 4 月 18 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　年 月 日 ～ 年 月 日
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2027 年 4 月 19 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 取得中　期間 2027 年 4 月 19 日 ～ 2028 年 4 月 18 日 主な就労時間帯・シフト時間帯　9 時 30 分 ～ 16 時 30 分（うち休憩時間 60 分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☑ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☑ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☑ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年 月 日 ～ 年 月 日
18	備考欄	例　農業の場合：作物　なす、きゅうり　作付面積　計2,000㎡　内職の場合：1個2円、1日1,000個作成
19	保護者記載欄	児童名：美里 次郎　生年月日：2026 年 4 月 19 日　施設名：ブルーベリー保育園　☐ 利用中　☑ 申込中（第一希望） 生年月日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 生年月日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

無期・有期を問わず、雇用開始(予定)日を必ず記載してください。

自営業や内職をされているかたは、仕事内容の詳細がわかるよう、備考欄に記入してください。

保護者のかたが記入してください。



取扱金融機関

○埼玉りそな銀行　○群馬銀行　○武蔵野銀行　○東和銀行　○埼玉ひびきの農協　○足利銀行
○埼玉縣信用金庫　○中央労働金庫　○しののめ信用金庫　○埼玉信用組合　○ゆうちょ銀行

●町内保育施設一覧　※令和８年１１月１日時点

保育施設名称 (種別)	定 員	所 在 地 （電話番号）	保育時間		乳児受入
			標準時間 短時間	延長 時間	
みざくら保育園 (私立保育所)	50 名	美里町大字阿那志 625-1 （☎0495-76-0068）	7:30～18:30 8:30～16:30	～ 19:00	生後 ６ヶ月～
松久保育園 (私立保育所)	70 名	美里町大字駒衣 109 （☎0495-76-2306）	7:30～18:30 8:30～16:30	―	生後 ２ヶ月～
みさと保育園 (私立保育所)	60 名	美里町大字白石 1342-2 （☎0495-76-1588）	7:30～18:30 8:30～16:30	―	生後 ２ヶ月～
ようりん保育園 (私立保育所)	60 名	美里町大字下児玉 545-28 （☎0495-76-0921）	7:30～18:30 8:30～16:30	―	生後 ２ヶ月～
幼保連携型認定こども園 美里さくら幼稚園 (私立認定こども園)	85 名 (50 名)	美里町大字阿那志２７３-１ （☎0495-76-0469）	7:30～18:30 8:00～16:00	―	生後 ４ヶ月～

※(　)内は保育認定(２・３号認定)の利用定員人数です。認定こども園の教育部分（幼稚園部分）への入園については、施設に直接お問い合わせください。

【受付窓口・問合せ】

〒367-0194
埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地１
美里町役場　こども未来課　こども福祉係
TEL：0495-76-２２７７　FAX：0495-76-0909
MAIL：kodomo@town.saitama-misato.lg.jp
URL：　http://www.town.saitama-misato.lg.jp/